

## 1 矢板北スマートインターチェンジ地区協議会規約の改正について

国土交通省道路局が制定するスマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱の変更及び本市の組織改編並びに別表の委員組織名の変更に伴い、次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、スマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱 (<u>令和元年9月30日</u>国土交通省道路局) に基づき、矢板北スマートインターチェンジ (<u>以下「スマートインターチェンジ」という。</u>) の設置に向け必要な検討・調整を行うと共に、<u>      </u>スマートインターチェンジ供用後も継続して、その管理・運営形態・<u>利用促進方策</u>等について、定期的にフォローアップし<u>見直す</u>ことを目的とする。</p> <p>(検討・調整事項)</p> <p>第3条</p> <p><u>(1)</u> <u>      </u>スマートインターチェンジの社会便益 (スマートICの費用と比較し、十分な社会便益を確認</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、スマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱 (<u>平成26年6月30日</u> 国土交通省道路局) に基づき、矢板北スマートインターチェンジ<u>      </u>の設置に向け必要な検討・調整を行うと共に、<u>当該</u>スマートインターチェンジ供用後も継続して、その管理・運営形態<u>      </u>等について、定期的にフォローアップする<u>      </u>ことを目的とする。</p> <p>(検討・調整事項)</p> <p>第3条</p> <p><u>(1)</u> <u>当該</u>スマートインターチェンジの社会便益 (スマートICの費用と比較し、十分な社会便益を確認</p>

すること) に関すること。

(2)       スマートインターチェンジ及び周辺道路の安全性に関すること。

(3)       スマートインターチェンジの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。

(4)       スマートインターチェンジの構造及び整備方法に関すること。

(5)       スマートインターチェンジの管理・運営方針に関すること。

(6) スマートインターチェンジの利用促進方策に関すること。

(7) 広域的検討結果の反映に関すること。

(8) その他      スマートインターチェンジを設置・管理・運営する上で必要な事項に関すること。

(フォローアップ)

第4条 フォローアップは、供用後1年経過後速やかに1回実施し、以後必要

すること) に関すること。

(2) 当該スマートインターチェンジ及び周辺道路の安全性に関すること。

(3) 当該スマートインターチェンジの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。

(4) 当該スマートインターチェンジの構造及び整備方法に関すること。

(5) 当該スマートインターチェンジの管理・運営方針に関すること。

(6) 広域的検討結果の反映に関すること。

(7) その他当該スマートインターチェンジを設置・管理・運営する上で必要な事項に関すること。

に応じて実施するものとする。

(組織等)

第5条 協議会は、会長及び委員（以下「委員等」という。）をもって、別表第1に掲げる者により構成する。

2 略

3 副会長は、矢板市建設部建設課長をもって充てる。

4 略

5 協議会は必要に応じ、部会を設置することができるものとする。

(会長等の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会議に出席できない\_\_\_\_\_ときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 略

(会議)

第8条 略

(組織等)

第4条 協議会は、会長及び委員（以下「委員等」という。）によって、別表第1に掲げる者により構成する。

2 略

3 副会長は、矢板市\_\_\_\_\_建設課長をもって充てる。

4 略

5 協議会は必要に応じ、部会を設置することができる\_\_\_\_\_。

(会長等の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会議に出席できない相当の理由があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 略

(会議)

第7条 略

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、矢板市建設部建設課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定めることができるものとする。

(その他)

第10条 略

附 則

この規約は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年3月19日から施行する。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、矢板市\_\_\_\_\_建設課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第9条 略

附 則

この会則は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年2月25日から施行する。

別表第1（第5条関係）

所属・役職等

矢板市長

国土交通省 関東地方整備局 道路部

道路計画第二課長

国土交通省 関東地方整備局 宇都宮

国道事務所長

東日本高速道路株式会社 関東支社

総合企画部 総合企画課長

東日本高速道路株式会社 関東支社

管理事業部 管理事業統括課長

東日本高速道路株式会社 関東支社

宇都宮管理事務所長

栃木県 県土整備部 交通政策課長

栃木県 県土整備部 矢板土木事務所

長

栃木県警察本部 交通部 交通規制課

長

栃木県警察本部 交通部 高速道路交

通警察隊長

栃木県 矢板警察署長

矢板市 建設部 建設課長

別表\_\_1（第4条関係）

所属・役職等

矢板市長

国土交通省 関東地方整備局 道路部

道路計画第二課長

国土交通省 関東地方整備局 宇都宮

国道事務所長

東日本高速道路株式会社 関東支社

総合企画部 総合企画課長

東日本高速道路株式会社 関東支社

管理事業部 管理事業統括課長

東日本高速道路株式会社 関東支社

那須管理事務所長

栃木県 県土整備部 交通政策課長

栃木県 県土整備部 矢板土木事務所

長

栃木県警察本部 交通部 交通規制課

長

栃木県警察本部 交通部 高速道路交

通警察隊長

栃木県 矢板警察署長

矢板市 \_\_\_\_\_ 建設課長